

(問 5) 生活保護者の保護者打ち切りの報告について

家賃滞納になって初めて保護費の打ち切りがわかる。事前に管理者及び大家にその旨のお知らせがほしい。

《回答》

家賃などは非保護者に対して、金銭寄附しております。

市は未払いに対しては、家主などと話をする場合もあります。

本人については本来、貸主、借主で話し合うのが基本的ではありますが、福祉事務所としても生活保護法に反するので、住宅住居に確実に回す為に平成 18 年に生活保護法が変わり、直接、貸主等の口座へ振り込む事が可能になりました。滞納などした場合は、貸主等に入るようになっています。

申込書があり、賃貸人と賃借人の住所・氏名、お勤め先を書いて出して頂くのですが、それを提出して頂ければ、私共でも連絡いたします。

あと、活用して頂くにしても本人に対しましては、滞納をして家主に迷惑をかけないように指導などもしていきます。